

平成30年度給水装置工事主任技術者試験受験申請に係る 実務経験に関する不正行為について（嚴重注意）

公益財団法人給水工事技術振興財団は、厚生労働大臣の指定試験機関として、標記不正行為のあった会社の代表者でもある受験者に対し、給水装置工事实務従事証明書の虚偽記載について、次のとおり嚴重注意処分を行いました。

1. 内 容

給水装置工事实務従事証明書の虚偽記載を行った会社の代表者であり不正に受験した者1名に対し、平成31年4月24日付けで、平成30年度の受験行為と合格を無効とする嚴重注意を書面により行った。

2. 処分理由

給水装置工事主任技術者試験の受験にあたり、会社の代表者でもある受験者本人が作成し、押印した虚偽の給水装置工事实務従事証明書により、不正に受験した。

この虚偽の実務従事証明は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の6第2項に規定する受験資格に違反するため。

3. 処分対象者受験番号 400392